

今回のテーマ：法人税申告の留意点

「1.法人税率の引下げ」は今 3 月決算法人から開始、「2.減価償却方法の見直し」は平成 28 年 4 月決算法人から既に開始しています。

1. 法人税率の引下げ

法人税の税率が引き下げられました。

法人の区分		H28.3 月期	H29.3 月期	引下げ
中小法人以外の普通法人		23.9%	23.4%	▲0.5P
中小法人	所得 800 万円まで（軽減税率）	15.0%	15.0%	—
	所得 800 万円超	23.9%	23.4%	▲0.5P

⑨ H31.3 月期からは 23.4% → 23.2% (▲ 0.2P) になる予定です。

[例] 中小法人（資本金 1 億円以下）で所得金額が 1,000 万円の場合、法人税および法人府市民税合わせて 11,800 円減少と僅かです。

2. 減価償却方法の見直し

建物附属設備と構築物の償却方法が、H28 年 4 月 1 日以後取得分から **定額法** に一本化されました。

なお、取得日によって判定しますので、同日前に **取得** していれば **事業供用** が同日以後であっても、従来どおり定率法により計算することができます。

資産の種類	改正前	改正後
建物附属設備・構築物	定率法 or 定額法	定額法
鉱業用減価償却資産 (建物・建物附属設備・構築物)	定率法 or 定額法 or 生産高比例法	定額法 or 生産高比例法

[例] 給排水設備 500 万円（税抜）、耐用年数 15 年を取得した場合、初年度の年間減価償却費は 33 万円減少します。

3. その他の主な改正

- ・法人事業税および地方法人特別税の見直し（外形標準課税対象法人のみ）
- ・生産性向上設備投資促進税制の縮減（H29 年 3 月 31 日をもって廃止）
- ・企業版ふるさと納税の創設（税額控除、一定の寄附金が対象）



詳しくは担当者にお尋ねください
ホームページにも掲載しております
<http://www.nakano-cpa.com/>